改正後協定実施特例法第十条第一項第三号	改正後協定実施特例法第十条第二項第一号	改正後協定実施特例法第十条第二項第三号	改正後協定実施特例政令第三十三条	改正後協定実施特例政令第三十三条第二号
この法律	老齢厚生年金	特例による障害厚生年金	特例による障害厚生年金	第二号厚生年金被保険者期間
（次項第三号において「特例による障害厚生年金」という。）又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険の障害厚生年金とみなされたものを含む。）であって、その受給権が平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険の障害厚生年金とみなされたものに該当しないものをいう。）の受給権者であって、平成二十四年一元化法附則第七十